

保護者の皆様

「特別警報」「暴風警報」発令時における保育園の対応について

茜部保育園園長

平成25年8月に特別警報が創設されたため、台風の接近等によって岐阜市に特別警報(暴風以外であっても)又は暴風警報が発令された場合、茜部保育園は下記のように対応しますので、御協力をお願いします。

記

1 午前6時30分前に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合(午前7時開園の保育園)

「特別警報」「暴風警報」が解除されるまでは、自宅待機とします。

「特別警報」「暴風警報」が解除された場合

| 「特別警報」「暴風警報」の状態 | 保育園の対応 | 各家庭の対応 |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 午前6時30分までに解除された場合 | 平常どおり保育を行います | 平常どおり登園してください |
| 午前6時30分を過ぎて午前10時30分までに解除された場合 | 解除の1時間後から保育を行います 給食は実施します | 解除の1時間後に、登園してください |
| 午前10時30分を過ぎて正午までに解除された場合 | 午後1時から保育を行います 給食は中止します | 午後1時に、 <u>昼食を済ませてから登園してください</u> |
| 正午を過ぎて解除された場合 | 解除の1時間後から保育を行います 給食は中止します | 解除の1時間後に、 <u>昼食を済ませてから登園してください</u> |

2 保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送、インターネット、防災行政無線等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「保育園での待機」、「避難所への避難」、「保護者への引渡し」等児童の安全を最優先にした措置をとり、子ども保育課に連絡します。

3 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

子ども保育課より指示がない限り、平常どおり保育を行います。

保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、保育を中止し、保護者に児童の迎えをお願いします。

4 大雨、洪水、大雪等の警報が発令された場合

平常どおり保育を行います。

保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、自宅待機や保育中止とします。